

10~11月
開催分

厚生労働省委託事業（無料相談） 「働き方改革に関する出張相談会」のご案内

厚生労働省・岐阜労働局では、働き方改革関連法が順次施行される中、企業の皆様の新たな取り組みや各種相談に応ずるため、地域自治体と連携した「出張相談会」を下記のとおり開催することとしています。どの様な相談にも応じますので、是非この機会をご活用ください。

ハローワーク多治見 出張相談会

◆実施日

10月 8日（木）

11月 12日（木）

◆相談時間

上記の各日とも、

13時00分～17時00分

（1社あたり30分程度）

◆相談会場

ハローワーク多治見 2階 相談室

（多治見市音羽町5-39-1

多治見労働総合庁舎）

可児ビジネスカフェ 出張相談会

◆実施日

10月 16日（金）

11月 20日（金）

◆相談時間

上記の各日とも、

13時00分～16時00分

（1社あたり30分程度）

◆相談会場

可児市総合会館

1階 可児ビジネスカフェ

（可児市広見1-5）

◇ 申込み方法は、裏面をご覧ください。

◇ 原則は事前申込をいただくこととしていますが、事前申込が「無い」場合であってもご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。

◇ 「働き方改革に関する出張相談会」は12月以降も順次開催予定です。

ぎふ働き方改革推進支援センター あて

FAX 058-201-5833

厚生労働省 委託事業（無料相談）
「働き方改革に関する出張相談会」事前申込書

以下の申込書に必要事項をご記入の上、ぎふ働き方改革推進支援センターまで
FAXでお申し込み下さい。

希望場所	※希望する相談会場を○で囲んでください。 ハローワーク多治見 ・ 可児ビジネスカフェ		
希望日	※出張相談実施日のうち、希望する日をご記入ください。 月 日		
希望時間帯	※相談実施時間のうち、希望する時間帯をご記入ください。（例：14時00分） 時 分 （30分程度） （ご希望の時間帯に多数お申し込みいただいた場合、調整のご連絡をいたします）		
相談内容	※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
会社名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
ふりがな 出席者名			

